

# 令和4年度第3回日野市手数料、使用料等検討委員会議事録

## 1 概要

日 時 令和4年11月8日(火) 15時00分から15時30分  
場 所 505 会議室  
出 席 谷井委員、杉崎委員、小林委員、比留間委員  
事 務 局 (企画経営課) 松井主幹、永尾  
傍 聴 者 なし  
議 事 日野市手数料、使用料等の見直し基準の改正案について  
記 録 作 成 (企画経営課) 永尾  
配 布 資 料 【資料1】「日野市手数料、使用料等の見直し基準」改正内容一覧  
【資料2】「日野市手数料、使用料等の見直し基準」改正案

## 2 要点録

### ○ 松井主幹

手数料、使用料等見直し基準を4年に1度見直すこととなっており、令和4年度が第1回の見直し年度となっている。

日程としては事実上2日間でご検討を頂くので、よろしく申し上げます。

### ■ 委員長

オンラインで参加させていただく。

傍聴者について、事務局より報告をお願いします。

### ○ 永尾

事前の申し込みについて受け付けましたが、傍聴者はいらっしゃいません。

### ■ 委員長

では議題に進みます。

事務局よりご説明をお願いします。

### ○ 松井主幹

資料1、2をご覧ください。

改正については、他市と比較検討の結果、小幅な改正に留まっています。

1、まず、タイトルを「ガイドライン」に改定している。

新設の場合も想定して位置付けるためのもの。

2、改正の履歴を設ける。

- 3、全体の章立てを、一連の流れを考慮して構成を改正している。
- 4、策定の趣旨と目的について、ガイドラインの改正に見合う内容に修正している。
- 5、適用開始時期について、できれば令和5年4月1日からとしたかったところだが、これを受けて改正する各課の対応があるので、そこを丁寧に進めていくため、令和6年と先に置かせていただいている。
- なお、適用開始時期については、庁内にあらかじめ調整したところ、もっと早めた方がいいというご意見もあるので、いったん事務局に預らせていただき、もう少し調整をさせていただきたい。
- 6、利用者負担の原則について、注書きに施設を団体が利用し、さらにその団体が個人にサービスを提供する場合の使用料等については対象としない旨、庁内から問合せがあったため説明を加えさせていただいている。
- 7、②と③の順序を逆にしている。激変緩和措置は他市との比較を行う前にあったが、他市との比較を踏まえた激変緩和措置となるように入れ替えた箇所が複数ある。
- 8、「必要に応じて」市民に意見を伺うとあったところを、原則必要とした。しっかり市民の方のご意見を伺うべきということを強く打ち出すもの。ただ、料金を引き下げる時は必要に応じてでいいとしている。
- 9、附属機関等について、「他市等と協働して検討する合議体を含む」というのを追加している。実例があったため反映している。
- 10、原価算出のための項目。但し書きを追記して、過去3年度の実績を踏まえたものとしているが、コロナ禍で大幅に事情が変わったという実績がある中でそのまま使用料算定にそのまま使うべきなのか、ということで当該年度を除くことができ、その場合は他年度を加えて算出することとした。
- 11、修繕費が従来含まれていなかったところを、含めるようにした。修繕費はかからないこともあるため、ということだったが、他市比較のうえ追加した。資産価値を増加させるものについては、減価償却費との重複算定を防ぐため除外することとした。
- 12、指定管理料について、原価算定に使っていたが、これが管理経費と等しいという前提の中で算定されていたが、指定管理料ではなく、管理費を参照することとした。
- 13、駐車場使用料の額について、最新の情報に更新した。
- 14、時間単価の考え方を、行政評価により用いるよう修正した。これにより、どの職員が従事しているかに関わらず、統一的な算定ができるようにした。
- 15、見直し周期の例外を加えた。原則4年に1度だが、指定管理の協定期間とずれることで、公募時の条件と変わってきてしまうことがあるため、指定管理の期間とあわせた形での見直しも可とした。
- 16、巻末に要綱を掲載した。
- 17、各施設の利用者負担割合が何パーセントなのか、という例示を挙げた。ガイドラインで記載をしてしまうと、条例に影響を及ぼしかねないため、一時点での巻末資料に留めた。

説明は以上です。

■ 委員長

ご質問等がありますか。

■ 委員

5、適用開始時期。見直し基準を策定した場合、各使用料等はいつ見直すことになるのか。

○ 松井主幹

見直し周期自体は変わらない。指定管理等の協定に伴う部分だけ。

■ 委員

その際は料金改定があると、毎度委員会にかけるのか。

○ 松井主幹

はい、そうなる。

■ 委員

6、営利目的とした利用に対し貸すかどうかは例規にならって決める話で、利用者が参加費をとるようなことについては基準の対象としないということか。

○ 松井主幹

あくまでも市がお貸しした先での料金に設定に対しては、ガイドラインの対象ではないということ。貸すときに、施設の利用目的に合うということで貸しているのです。そこで営利目的となるような利用料が設定されている場合は、このガイドラインではなく施設の利用目的に反するということになる。

■ 委員

資料1の「改正内容」を資料2にこれから入れる、ということか。

○ 松井主幹

すでに資料2は改正後で、資料1の「改正内容」はそれを説明した内容となっている。

■ 委員

大幅な改正はないので、異議はない。

指定業者について。役所がやるのと指定管理事業者がやるのと、どのくらい差が出るのか。

ややもすると指定管理者の方が高い場合がある。その場合は市内でもう一度検討してもらいたい。

企業公社と他の指定管理者でも差があり、市民からのクレームは指定業者の方が多い。  
その辺りも踏まえていただきたい。ガイドラインについて、異議はない。

■ 委員

激変緩和については変更なしということで、料金が変わるわけではないということでもいいか。

○ 松井主幹

はい、そうです。

■ 委員

資料 2 の 6 ページ⑥附属機関等が設置されていない場合、委員会から手数料を改定すべきということもあるが、委員会からそういう積極的な発議をすることはあるのか。

○ 松井主幹

改定すべきかどうか、というお伺いの中で、改定すべきというお答えを頂くことを想定している。

■ 委員長

その他ご意見はあるか。

■ 委員

(なし)

■ 委員長

では、本日は以上とし、次回の委員会までにご意見があれば事務局までご意見を送るよう、お願いする。

(閉会)